

## 公立大学法人長岡造形大学教育研究審議会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長岡造形大学定款（以下「定款」という。）第23条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成)

第2条 教育研究審議会は、定款第23条第2項に規定する者をもって構成する。

2 定款第23条第2項第2号に規定する委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学部長
- (2) 研究科長
- (3) センター長
- (4) 附属図書館長
- (5) 研究推進部長
- (6) 教務部長
- (7) 学生支援部長
- (8) 入試部長
- (9) 学科長
- (10) 事務局長

### (招集)

第3条 教育研究審議会は、定款第25条の規定に基づき、学長が招集する。

2 学長は、教育研究審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、付議事項その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

### (議長)

第4条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

### (議事)

第5条 教育研究審議会は、定款第26条第3項及び第4項の規定に基づき、議事を決する。

(審議事項)

第6条 教育研究審議会は、定款第27条に掲げる事項を審議する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(事務)

第9条 教育研究審議会に関する事務は、教務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。